

鳥取県告示第 805 号

鳥取県土地利用基本計画を平成 18 年 10 月 31 日変更したので、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中、鳥取市の農業地域に係る部分を次のとおり変更する。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課及び鳥取市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）